

8月臨時教育委員会会議録

- 1 日程 令和5年8月30日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 教育長の報告について
 - 日程第3 議案第30号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の制定について ……(教育総務課)
 - 日程第4 報告第16号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について ……(教育総務課)
 - 日程第5 報告第17号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について ……(教育総務課)
- 4 出席委員

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也
教育監	寺田 剛
教育総務課長	中村 真也
- 6 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
- 7 傍聴者 0人

午後5時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○濱崎教育長

みなさん、こんにちは。

それでは、8月2回目の臨時教育委員会議を始めさせていただきます。

はじめに、本会議録の署名委員ですが、原委員よろしく願いいたします。

○濱崎教育長

次に、教育長報告はありません。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が1件、報告事項が2件でございます。

それでは議案第30号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の制定について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

議案第30号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の制定について、説明申し上げます。

9月1日以降、教育長が不在となります。その間における教育長の業務について規則で定めておくものになります

現状で言いますと、各種書類の決裁は部長が代行出来るのですがそれ以外の仕事、例えば議会の答弁などは教育長職務代理者がすべて教育長に成り代わって行うような規則になっています。

これを、教育委員会の会議に関する事については教育長職務代理に行っていたら、それ以外の議会答弁などについては、教育部長と教育監へそれぞれの所管部署について事務の委任が出来るように規則改正を行うものです。

所管につきましては、教育部長は文化財保護課、生涯学習課、スポーツ振興課、図書館に関する事を、教育監には教育総務課、学校教育課に関する事を所管していただきます。

○濱崎教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

「全員なし」

○濱崎教育長

よろしいですか。それでは、議案第30号 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の制定について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、議案第30号について、決定いたします。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

報告第16号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、並びに、報告第17号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第16号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、報告第17号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、二つまとめてご説明いたします。

8月1日付で職員の異動があったのですが、そのなかで、教育部という一つの部

の中で、教育部長と教育監という二人の部長級の役職が誕生しました。

教育監という役職は以前にもあったのですが、その際は部長の一つ下の役職であり既存の規則、規程はそのようなつくりになっているため、今後は部長と同じ、横並びである、と周知するための改正となります。

併せまして、先ほども話をさせていただいたのですが、教育監は教育総務課と学校教育課を所管する、ということもここで定めております。

規則で言いますと変更点は、第7条で部長の次に教育監の記載があり、部長の指示を仰ぐような記載となっているので、部長と同じ扱いとするための変更をしております。

規程では、部長の欄に教育監を併記することで、同じ扱いであることを明文化しております。

ちなみに規則と規程の違いですが、規則は法律、規程はその規則の中でさらに細かい内容について説明をしたもの、となっております。

○濱崎教育長

委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

「全員なし」

○濱崎教育長

よろしいですか。それでは、報告第16号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、報告第17号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

それでは、報告第16、17号について承認いたします。

以上で、本日本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、8月の臨時教育委員会議を終了します。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後5時15分